

年金 あれこれ

20歳になつたら国民年金 あなたの人生を大きくサポート

新成人の皆さん、成人おめでとうございます。20歳になつたら大人の仲間入りです。国民年金にも加入します。加入の手続きは、町民課で行います。

●国民年金のここがポイント

・年金額は物価の変動を反映します。

現在の貨幣価値は、これから長い将来、変わらないとはいいきれません。物価の上昇により現在の貨幣価値が目減りする可能性もあります。公的年金は、物価の変動に合わせて年金額が決定されます。

・障害基礎年金・遺族基礎年金もあります。

公的年金の保証は老後だけではありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は、障害基礎年金が支給され、死亡した場合は、その遺族に遺族基礎年金が支給される制度もあります。

●国民年金保険料の納付方法

平成19年度の国民年金保険料は、月額14,100円です。納付方法は、納付書、口座振替、インターネットがあります。また、事前に保険料を納める「前納制度」をご利用いただくと保険料が割引され、大変お得です。

●国民年金保険料の免除制度

新しく成人になられた方の中で、学生であったり就職活動中であったりするために収入がなく、保険料を納めることができない方のために特例制度や免除制度があります。

【学生納付特例】

学生の方で、本人の所得が一定額以下で、申請が認められると在学期間中の保険料を後払いできる制度です。

【申請免除制度】

20歳以上60歳未満の方で、本人・配偶者および世帯主の所得が一定額以下で、申請が認められると保険料が免除される制度です。

※所得に応じて段階的に免除額を設定します。

【若年者猶予制度】

30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下で、申請が認められると保険料を後払いできる制度です。

皆さんと年金は一生、長いお付き合いになります。納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

国民年金保険料のお得な納め方 ご存知ですか？「前納制度」

国民年金には一定期間の保険料を前払いすると割引になる「前納制度」があります。前納するためには納付書に現金を添えて納める方法と、口座振替、インターネットによる方法があります。なお、前納した人が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料をお返します。

●納付書で納付

専用の納付書が必要です。お手元に前納用の納付書がない場合には熊谷社会保険事務所までご連絡ください。

※平成20年度額が未決定のため、平成19年度額を記載

	前納額(19年度額)	割引額(19年度額)	納期
1年(12ヶ月) 分前納	166,200円	3,000円	・4月末日
半年(6ヶ月) 分前納	83,910円	690円	・前期分：4月末日まで ・後期分：10月末日まで
年度途中から 年度末	—	50円～2,510円 納める月が早い ほど割引が大き くなります。	・前納しようとする月の 末日まで

●口座振替で納付

口座振替で前納する場合、納付書で前納するよりも割引額が大きくなります。ただし、口座振替では年度途中からの前納はできません。また、事前の申し込みが必要です。詳しくは熊谷社会保険事務所までお問い合わせください。

	前納額(19年度額)	割引額(19年度額)	引き落とし日
1年(12ヶ月) 分前納	165,650円	3,550円	・4月末日(2月末日までに 金融機関の手続きが必要)
半年(6ヶ月) 分前納	83,640円	960円	・前期分：4月末日(2月 末日までに金融機関の 手続き) ・後期分：10月末日(8月 末日までに金融機関の 手続きが必要)

※末日が土・日曜日、祝日の場合は、翌月の最初の金融機関営業日が納期・引き落とし日になります。

●インターネットで納付

インターネットによる納付をご利用いただく場合は、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。詳しくは熊谷社会保険事務所までお問い合わせください。

問い合わせ／熊谷社会保険事務所(☎522・5211)または町民課(☎581・2121内線108・109)へ。

確定申告

関係機関からのお知らせ

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告受付のご案内

平成19年分の所得税の確定申告の受付は、2月18日(月)から3月17日(月)までです。

今年の確定申告期間中は、平日(月曜日)以外でも2月24日と3月2日の日曜日の2日間に限り、税務署会場で申告書の受け付けを行います。

パソコンを利用して

申告書を作成してみませんか

①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」

24時間いつでも医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得税の確定申告書や青色申告決算書、消費税の申告書などが作成できます。申告書などは、ご自宅のプリンターで印刷し、添付書類とともに税務署へ送付してください。

②e-Tax(国税電子申告・納税システム)

ホームページをご覧ください。税務署ホームページは、国税庁ホームページで検索してください。(http://www.nta.go.jp/)

※国税庁ホームページは、国税庁ホームページで検索してください。(http://www.nta.go.jp/)

※平成20年度額が未決定のため、平成19年度額を記載

申告書を作成してみませんか

申告書を作成してみませんか

対象／①給与所得のある方で医療費控除や住宅借入金等特別控除の申告をする方／②平成19年中に中途退職された方など年末調整がお済でない方／③年金所得のある方、④給与・雑・配当一時所得だけの方／その他／事業所得、不動産所得、譲渡所得および贈与税等についての相談	①給与所得のある方で医療費控除や住宅借入金等特別控除の申告をする方／②平成19年中に中途退職された方など年末調整がお済でない方／③年金所得のある方、④給与・雑・配当一時所得だけの方／その他／事業所得、不動産所得、譲渡所得および贈与税等についての相談
問い合わせ／熊谷税務署(☎521・29)	問い合わせ／熊谷税務署(☎521・29)

期間／2月12日(火)～3月11日(火)	期間／2月12日(火)～3月11日(火)
※土・日曜日を除く。	※土・日曜日を除く。
時間／午前9時30分～午後3時30分	時間／午前9時30分～午後3時30分
※正午～午後1時を除く。	※正午～午後1時を除く。
会場／深谷コミュニティセンター(深谷市本住町17-1、JR深谷駅徒歩15分)	会場／深谷コミュニティセンター(深谷市本住町17-1、JR深谷駅徒歩15分)

たは、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象／①年金所得のある方、②給与所得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

※②・③については所得金額300万円以下が条件となります。

問い合わせ／事務局・関東信越税理士会(☎521・3312)へ。

新 民生委員・児童委員・紹介します！

新 民生委員・児童委員

各地区を担当する民生委員・児童委員と主任児童委員が平成19年12月1日付けで厚生労働大臣ならびに埼玉県知事から委嘱を受けましたので紹介します。

任期は平成22年11月30日までの3年間です。(敬称略)

と主任児童委員が平成19年12月1日付けで厚生労働大臣ならびに埼玉県知事から委嘱を受けましたので紹介します。

任期は平成22年11月30日までの3年間です。(敬称略)

たは、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象／①年金所得のある方、②給与所得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

※②・③については所得金額300万円以下が条件となります。

問い合わせ／事務局・関東信越税理士会(☎521・3312)へ。

たは、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象／①年金所得のある方、②給与所得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

※②・③については所得金額300万円以下が条件となります。

問い合わせ／事務局・関東信越税理士会(☎521・3312)へ。

たは、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象／①年金所得のある方、②給与所得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

得のある方で医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職された方

※②・③については所得金額300万円以下が条件となります。

問い合わせ／事務局・関東信越税理士会(☎521・3312)へ。

たは、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください。

対象／①年金所得のある方、②